

## 新型コロナウイルス感染症自宅療養者の対策強化について

### 1 主旨

区内の新型コロナウイルス感染症の感染者は、現在も1日50件程度発生しており、東京都全体でも感染者増加傾向は止まらず、感染再拡大は予断を許さない状況にある。

区は、昨年 of 年末から本年1月にかけて、入院病床や宿泊療養施設がひっ迫し、自宅療養となる感染者が急増したことを受け、令和3年2月から民間事業者を活用した自宅療養者の支援を進めてきたが、今般、さらなる感染拡大に備え、対策強化の方向性をまとめたので報告する。

### 2 対策強化の方向性—中等症患者への酸素供給の開始—

新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅療養の対象となるのは、原則、軽症者だが、年末年始の感染急拡大期には、入院病床や宿泊療養施設の不足が原因で、一定程度症状のある方も自宅で待機せざるを得ない状況であった。

今後、想定される感染急拡大に備え、区は入院病床や宿泊療養施設の安定した運営を東京都に働きかける一方、入院病床や宿泊療養施設のひっ迫も見越して、自宅療養中に酸素吸入が必要となる中等症程度の感染者に対して、民間事業者と連携し、酸素吸入を行うしくみを導入し、感染者を的確にフォローする体制を構築する。

#### (1) 対象者 **別添1-1、別添1-2**

①呼吸苦等あり、入院調整が必要な者

②区健康観察センター対象者（入院待機者（年齢問わず）、65歳以上、65歳未満だが都のフォローアップセンターの対象外のもの）のうち、自宅療養中に症状が悪化（呼吸苦を確認）し、入院加療が必要だが、入院先の調整に時間を要する方

#### (2) 新たな対応 **別添2**

委託事業者（健康観察事業者、酸素供給事業者）が連携し、感染者の自宅に速やかに酸素を運搬し、医療職による在宅での酸素吸入体制を整備し、入院調整中で酸素吸入が必要な感染者への健康観察を強化する。

#### (3) 実施時期

令和3年4月下旬

#### (4) 予算規模（概算）

6,000万円（令和3年4月～9月を想定）

（歳入科目 令和3年度区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業）

### 3 都の自宅療養者への医療支援策のさらなる活用

東京都でも、自宅療養者が急増した場合に備え、都内全域において、自宅療養者の体調が悪化した場合、東京都・東京都医師会と地区医師会が連携し、地域の医師等による電話（オンライン含む）や訪問による診療が受けられる体制構築を目指している（**別添3**）。

区においても、東京都の自宅療養者支援のしくみを積極的に活用し、自宅療養者の支援に取り組んでいく。

# これまでの区の自宅療養者対応一覧

別添 1 - 1

優先度	年齢	症状の有無	該当例	療養日数	割合	パルスオキシメーター貸出	食事提供	健康観察実施主体
高	全て	症状継続	呼吸苦等あり、 <u>入院調整が必要な者</u>	当日翌日	10%	○	—	(1) 保健所
			上記以外の入院待機者	2～3日	10%	○	水分・消化のよい食料等	(2) 委託
中Ⅰ	65歳以上	症状軽快	基礎疾患（高血圧・糖尿病・呼吸器疾患等）コントロール良好で、自宅療養を希望する者	10日	10%	○	希望者	【概要】 ①架電による健康観察 ②医療相談窓口の設置  ※必要ある場合は、オンライン・訪問診療、薬剤配送等につなぐ
中Ⅱ			基礎疾患（高血圧・糖尿病・呼吸器疾患等）のない患者で自宅療養を希望する者					
低	65才未満	症状軽快	次のすべてを満たす者 ・ 独居、同居者全員陽性、 または高リスク同居者と隔離可 ・ 基礎疾患のない者	10日	40%	○ 都 対応	希望者	(3) 都 フォローアップセンター
			上記以外の者 (宿泊療養の対象だが、自宅療養を希望する者)					30%

## 今回対策を強化する自宅療養者（網掛け部分）

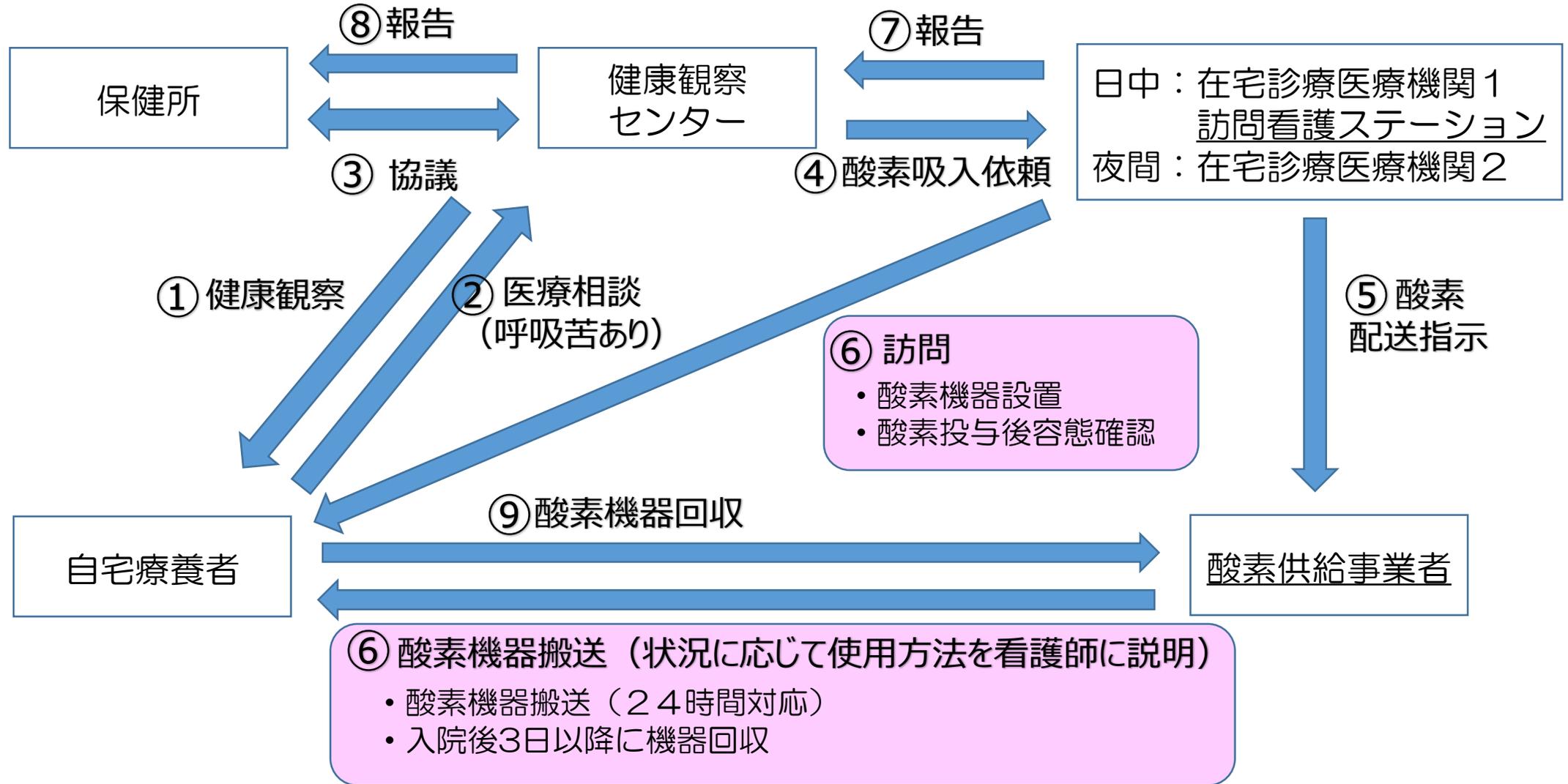
別添 1 - 2

優先度	年齢	症状	該当例	自宅療養日数	割合	パルスオキシメーター貸出・食事提供	自宅療養支援実施主体	第4波の区の自宅療養の想定数 (1日最大2800人を想定) ※第3波では最大1,399人/日
高Ⅰ	全て	継続	呼吸苦等あり、入院調整待ち、かつ酸素吸入が必要な者	当日翌日のみ ※調整後すぐに入院	1%	○	(1)保健所 ★保健所の健康観察に加え、委託事業者と医療機器メーカー協働による酸素吸入のしくみを導入する	25人
高Ⅱ	全て	継続	呼吸苦等あり、 <u>入院調整が必要な者</u>	当日翌日のみ ※調整後すぐに入院	9%	○	(1)保健所	255人
高Ⅲ	全て	継続	上記以外の入院待機者	2-3日	10%	○	(2)区委託	280人
中Ⅰ	65歳以上	軽快	基礎疾患(高血圧・糖尿病・呼吸器疾患等)コントロール良好で、自宅療養を希望する者	10日	10%	○	【概要】 ①架電による健康観察 ②医療相談窓口の設置  必要な場合、電話・オンライン配送、薬剤配送等を実施	280人
中Ⅱ	65歳以上	軽快	基礎疾患(高血圧・糖尿病・呼吸器疾患等)のない患者で自宅療養を希望する者	10日		○		
低	65歳未満	軽快	上記以外の者 (宿泊療養の対象だが、自宅療養を希望する者)	10日	40%	○	(3)都フォローアップセンター →都フォローアップセンターから診療につなぐしくみの導入(東京都事業)	1120人
低	65歳未満	軽快	次の全てを満たす者 ・独居、同居者全員陽性、または高リスク同居者と隔離可 ・基礎疾患のない者	10日	30%	○	(2)区委託 概要は上記(2)と同様	840人

# 自宅療養者支援体制の更なる強化

■ 拡充内容

—— 新規協力事業者



## 1 現状・課題

自宅療養者への支援については、「自宅療養者フォローアップセンター」を開設し、①健康観察、②24時間対応の医療相談、③食料品等の配送など、健康面・生活面の支援を一体的に実施しているが、再び自宅療養者が急拡大した場合に備え、各地域の医療機関等と連携したフォロー体制の強化が必要

## 2 事業概要

### (1) 事業全体のイメージ

地域の医師会と各地域の保健所や行政機関、「自宅療養者フォローアップセンター」との連携によって、都内全域において、自宅療養者の体調が悪化した場合に速やかに地域の医師等による電話・オンラインや訪問による診療が受けられる体制を構築

○ 都から東京都医師会及び在宅医療のみを実施している医療機関等への委託事業として実施

- ・実施主体：東京都
- ・委託先：東京都医師会・在宅医療のみを実施する医療機関等

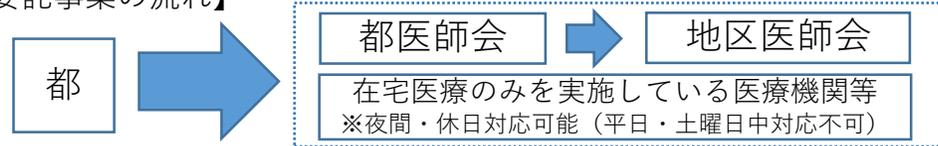
・実施期間は令和3年4月～6月  
(感染状況によって延長の場合あり)

・都医師会は、地域の医療提供体制の実情に応じた地区医師会ごとの医療支援システムの構築を支援（主に平日・土曜日中）

・都は、全都的な対応が可能な在宅医療のみを実施している医療機関等を活用し、夜間休日における医療支援システムを確保

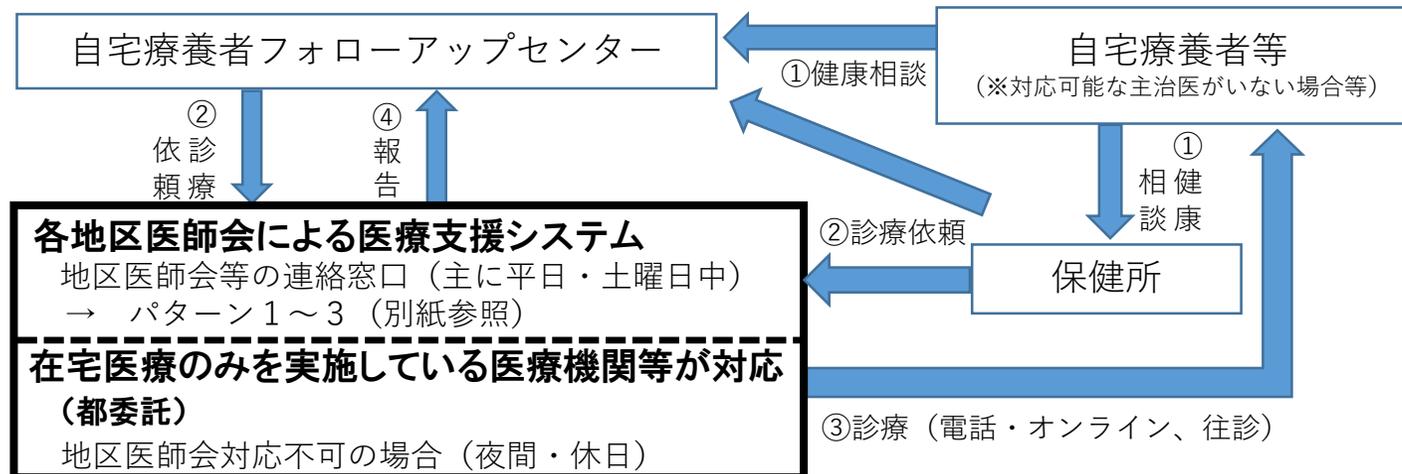
・診療実績に応じた単価契約（報告書作成に係る経費も支払対象）

#### 【委託事業の流れ】



### (2) 運用のイメージ

- ・自宅療養者フォローアップセンター又は保健所が自宅療養者からの健康相談・診療依頼等を受け、各地域の地区医師会等に対応を依頼  
※各日の時間帯別の連絡先（当番表）について、各医師会からフォローアップセンターと保健所に事前に情報提供



・依頼を受けた各医師会の当番医師等が、電話・オンラインや訪問による診療を行う

・診療の翌日に各医師会からフォローアップセンターに対応状況を報告

感染状況に応じ、  
・高齢者施設等に入所中の療養者、宿泊療養施設の療養者の診療依頼にも対応  
・感染拡大時には、入院・宿泊調整中の陽性者からの診療依頼にも対応

# 別添 3-2

## 各地区医師会における体制構築のイメージ

パターン 1

・地区医師会が 24 時間対応

	診療（電話・オンライン、往診）
平日日中 土曜日中	地区医師会にて対応 （在宅医療のみを実施する 医療機関等と連携可）
夜間・休日	

パターン 2

・夜間・休日は、曜日等に応じて都が委託する在宅医療のみを実施する医療機関等に対応

	診療（電話・オンライン、往診）
平日日中 土曜日中	地区医師会にて対応 （在宅医療のみを実施する 医療機関等と連携可）
夜間・休日	都が委託する在宅医療 のみを実施する 医療機関等にて対応

パターン 3

・夜間・休日は、都が委託する在宅医療のみを実施する医療機関等に対応

	診療（電話・オンライン、往診）
平日日中 土曜日中	地区医師会にて対応 （在宅医療のみを実施する 医療機関等と連携可）
夜間・休日	都が委託する在宅医療のみを実施する 医療機関等にて対応

※都が委託する在宅医療のみを実施する医療機関等が対応する時間 ①月曜から金曜…19時～翌朝6時 ②土曜…18時～翌朝6時 ③日曜・祝日…6時～翌朝6時

- ①各地区医師会は、パターン 1 や 2 のように、地域の実情に応じ、夜間・休日も含め体制整備に取り組む
- ②各地区医師会において、夜間・休日の体制確保が困難な場合、保健所及びフォローアップセンターは、都が確保する夜間・休日において全都的に対応可能な在宅医療のみを実施する医療機関等（連携先候補：株式会社ファストドクター等）を活用する
- ③在宅医療のみを実施する医療機関等との連携については、各地区医師会がそれぞれ独自に地域の医療機関等と連携可（複数の医療機関等との連携も可能）  
連携する診療内容や曜日・時間帯等は、柔軟に対応可（例：往診のみ連携、土曜日午後と日曜祝日のみ連携）
- ④当面の間、平日日中の対応が困難な地域についても、夜間・休日については全都的に対応可能な在宅医療のみを実施する医療機関等が対応
- ⑤感染拡大時に他のパターンに切り替えることも可（例：平常時パターン 3 ⇒感染拡大時パターン 2）